

仕様書

- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は契約候補者の企画提案内容に合わせ仕様書を修正のうえ、契約を締結する。

1 委託業務名

埼玉県伝統文化魅力発信アプリ保守運用及び利用促進プロモーション業務

2 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

3 事業趣旨・目的

埼玉県には、400団体を超える伝統芸能団体があるなど、豊富で多彩な文化資源を有している一方で、こうした文化を守り将来につないでいくための課題の一つとして発信力の強化が必要となっている。そこで、各団体自身がイベント情報等を魅力発信できるウェブアプリ（以下「本件アプリ」）を運用することにより、県内外を問わず多くの方に埼玉県の文化の魅力を発信する。

また、スタンプラリーやプロモーションを行うことにより、より多くの方に本件アプリを活用していただき、実際に団体等が主催する鑑賞・体験機会への参加につなげていく。

さらに、音楽や演劇など発信するイベント情報等の分野を拡充することで、現在、伝統文化に関心がない方々にも伝統文化の魅力やイベント情報を届け、関心を持ってもらう。

4 委託内容

(1) 本件アプリについて

ア 運用保守

① 運用保守

現行の本件アプリの管理運用をすること。

本件アプリ 「ぶんたま」

URL	https://buntama.pref.saitama.lg.jp/
システム開発	スクラッチ開発 CMS
ページビュー数	約 4.5 万（令和7年11月12日～令和8年2月19日）

本件アプリ運営に必要なサーバ管理料、ページの修正、新たに必要となるページの作成料を想定しておくこと。構成やデザインは、現行の本件アプリの課題を踏まえて見直しを行い、利用者の視点に立った分かりやすいものとする。WEB ページ簡易更新システム（CMS）の導入などによる再構築も可とする。また、本件アプリの更新等を行う場合は、迅速な対応に努めること。

専用又は共用サーバを提供し、管理・運営を行うこと（サーバの移行を行う場合は、現行ドメイン等はそのまま移管を行うこと）。

また、以下の業務を行うこと。

- ・ 公開前コンテンツのデータ入力および登録に係るサポート
- ・ 公開済コンテンツの管理画面内での修正及び削除に係るサポート
- ・ 本件アプリのアクセスログ解析情報の既存サービス等による提供
- ・ 本件アプリの運用に関する問い合わせ対応
- ・ 本件アプリ、WEB サーバの不具合に対しての修正対応。
- ・ 本件アプリのセキュリティに対する脆弱性が見つかった場合のアップデート対応
- ・ 障害時の本件アプリ復旧作業
- ・ その他本件アプリ稼動に必要な業務

②対応OS及びブラウザ

OSは、iOS 16以上、Android 10以上、MAC OS12以上、Windows10以上に対応し、ブラウザは、Safari及びGoogle Chromeの最新版に対応すること。

③メンテナンス及びセキュリティ要件

- ・「安全なウェブサイトの作り方」(URLは以下のとおり)に準拠して、作成すること。
(<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/websecurity/about.html>)。
- ・また、安全なウェブサイトの作り方のセキュリティ実装チェックリストによりチェックし、提出すること。
- ・メンテナンスに係る手間、費用が少ないこと。
- ・サイトの更新作業において、新規ページ作成時は一時保存できることとし、テストページが表示できること。なお、ページ修正時はこの限りではない。
- ・大規模なサイト更新時には、テストサイトを使い委託者の承認を得ること。
- ・通常のPC作業が行える程度のスキルレベルで、ページの更新作業を行えるCMS機能を有するものであること。
- ・本件アプリで使用する各種ソフトウェアには、最新のセキュリティパッチを適用できるよう対応すること。ただし、適用タイミングについては委託者と相談すること。
- ・個人情報やユーザー情報を含むデータ又はデータベースについては、暗号化した上で適切に管理すること。
- ・ウイルス対策ソフトをインストールし、パターンファイルを常に更新すること。
- ・アクセスログを過去1年間以上保存可能とし、定期的に確認すること。

④サーバ要件

- ・サーバは県庁外に置くこと。クラウドサーバを活用することも可能であること。
- ・使用するサーバについて、ウイルス対策ソフトウェアの導入など必要なセキュリティ対策を実施すること。
- ・サーバの運用費用は本業務委託契約に含まれること。
- ・サイトデータのバックアップを、非常時の復旧に備え適切に取得すること。
- ・サイト閉鎖時に処理現場の立会いや作業写真等でデータの完全消去を確認し、データ消去を証する書類を提出すること。
- ・クラウドサービスを利用するに当たっては、以下の要件を満たすこと。
 - a 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)のクラウドサービスリストに登録されているサービスを利用すること。提案時には登録状況の証明等も必ず提出すること。非登録サービスを提案する場合は、ISMAP評価と同等であることを受託者にて証明すること。
 - b 不正アクセスを検知及び防御するための、WAF、IPS等のセキュリティ対策を実施していること。また、DDOS等のサービス不能攻撃を防止(緩和)するため、CDNを設けること。
 - c IDとパスワードによる認証要素以外にも対応した、多要素認証ができることが望ましいこと。
 - d 受注者が、サイト閉鎖時にデータの消去完了を明記した証明書を提出できるクラウドサービスを選定すること。
 - e 暗号化鍵をクラウドサービス上で適切に管理し、第三者による復号を防御すること。
 - f クラウドサービスは、日本国の法律および締結された条約が適用される国内データセンターにおいてデータが管理され、日本国に裁判管轄権があるクラウドサービスにすること。
 - g 通信の不正傍受による漏洩を防ぐため、SSL/TLSによる安全な接続を行うこと。TLSはVer1.2以上を利用すること。
 - h グローバルにサービスを展開している場合でも、障害を局地的に限定できる構成になっていること。

i 過去 1 年以上の障害情報を公開していること。

⑤留意事項

本業務を行うに当たって次の各事項に留意すること。

- ・本業務に必要なとなるコンピュータ機器、業務ソフトウェア、その他業務に必要な物品等及び要員の作業場所については、原則として受託者が用意すること。
- ・本件アプリに導入させているソフトウェア等に関するバージョンアッププログラム情報、脆弱性に対するパッチ情報等を取得し、必要なものについて、委託者と協議のうえ適用すること。また、第三者のよる脆弱性診断を年 1 回以上行うこと。
- ・運用支援及び保守の過程で、ドキュメント（手引書、研修用テキスト含む。）の修正が必要となった場合は、対象のドキュメントを修正し、履歴を管理した上で最新の状態に維持すること。
- ・現状使用されている SSL の有効期限に注意すること。証明書の有効期限切れに伴い更新を行う必要がある場合は、クラウド提供事業者へ依頼する必要があるため、期間に余裕をもって依頼すること。
- ・運用支援を行う対象者は下記のとおりとする。
埼玉県文化振興課
- ・運用支援は、原則として平日の 9 時から 18 時までとし、祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除くものとする。ただし、緊急の場合又は個別に必要があり委託者と受託者が合意した場合はこの限りではない。
- ・本件アプリに障害等が発生した場合、受託者は、電話、Eメール等による連絡がすぐに取りれる体制であること。
- ・障害の検知、原因、対処、再発防止策等の情報を復旧後速やかに報告書にまとめて提出すること。

イ デザイン

- ・掲載する情報分野の拡大（音楽や演劇など）を踏まえ、デザインの再構築をすること。令和 8 年 11 月までにリニューアル公開することを基本とし、公開日は県と別途協議の上決定するものとする。
- ・再構築に当たっては、アプリ名称は現行のものを使用すること。
- ・写真を印象的に使用することや効果的な配色により、普段伝統文化になじみのない方も惹きつけられるビジュアルとすること。
- ・視認性及び操作性においてスマートフォンでの利便性を第一に考えること。
- ・スマートフォンやタブレットでの利用を意識したレスポンスデザインとすること。
- ・利便性確保のため、閲覧時の通信量に十分留意すること。
- ・ウェブアクセシビリティに配慮すること。

ウ 機能

①情報発信

a トップページ

新規キャンペーンなど本件アプリの最新情報などを掲載すること。
また、協賛企業のバナー広告を表示できるようにすること。

b イベント情報（一覧）

各団体の情報をカレンダー表示・地図表示など視認性高く掲載するとともに、プルダウンなどにより、分野、鑑賞・体験の別、表示する期間を変更することができること。
また、ユーザーが閲覧した際、最新週の情報が表示されるようにすること。
システム設定により、あらかじめユーザーが事前設定した分野を表示するなど、サイト閲覧時の初期表示内容を設定できるようにすること。

c イベント情報（詳細）

各イベントの詳細ページを作成し、次の情報を掲載すること。
毎週・毎月など定期的に行われるイベントについてもわかりやすいページ構成をこころがけること。

- ・ イベント名、イベント画像、団体名、イベント概要、分野、地域、開催日（時間）、開催場所、定員、参加費用、申込方法（申込サイトへのリンクを含む）、駐車場の有無、主催者（問い合わせ先）等
- ・ 当該団体の基本情報
- ・ 当該団体のギャラリー
- ・ リンク（団体ホームページ・SNS 等）
- ・ 当該団体にタグ付けされた記事、体験レポート

d 特集記事

各団体で活動している方やイベント参加者へのインタビューなどによる特集記事を掲載すること。

記事にはタグ付け機能を有し、タグを選択することにより、記事を集約して表示することができるようにすること。

インタビュー写真や活動中の写真に加え、動画をページ内に配置できること（YouTubeへのリンク付け含む）。新規タグについて、簡易に作成及び設定が可能であること。

e 伝統文化の紹介

各伝統文化の紹介記事を掲載するとともに、プルダウンなどにより、分野やエリアを変更することができること。

記事にはタグ付け機能を有し、タグを選択することにより、記事を集約して表示することができるようにすること。

写真や動画をページ内に配置できること（YouTube へのリンク付け含む）。新規タグについて、簡易に作成及び設定が可能であること。

f 県からのお知らせ

「県主催イベント」に関することなど県からのお知らせを掲載すること。

g 多言語対応

本件アプリ内の全ページについて多言語で表示できるように構築するとともに、ページの上部にアイコンを表示するなど表示言語を選択できるようにすること。表示言語には、英語・中国語（繁体字・簡体字）・韓国語・タイ語・ベトナム語・フランス語・ドイツ語・スペイン語・ポルトガル語を必ず含むものとする。なお、多言語化にあたって外部翻訳サイト等を利用することを妨げないが、そのランニングコストも委託料に含むものとする。

h 記事作成

特集記事について、県と協議の上、2本以上作成し、掲載すること。

i その他

掲載する情報分野拡大の内容に合わせ、トップページやイベント情報（一覧及び詳細）ページの再構築を行い、これに必要な修正作業を行うこと。

②CMSの構築

①情報発信のうち、c～eまでの情報については、各団体へ配布したアカウントから登録できるようCMS構築を行うこと。

また、県及び市町村のアカウントには、各団体がCMSから登録した情報を公開前に確認し、修正・承認する権限を付与するとともに、県のアカウントには、各市町村アカウントと各団体アカウントとの紐づけや作業可能範囲の指定など権限を管理する機能を付与すること。

各情報の登録はCMSからの入力を基本とするが、csvファイル形式などによるファイル読込機能を有し、必要に応じて一括登録ができるなど、データの入力が効率的に行える仕組みを整えること。

エ 閲覧数の増加につながる取組

本件WEBアプリの閲覧数、セッション数、回遊率の改善につながる効果的な提案をし、委託者と協議のうえ実施すること。新しいコンテンツや機能の導入も可とする。

アプリへのアクセス状況を毎月分析し、流入経路やアクセス数変動の要因、各種取組の効果について報告するとともに、状況の改善提案をすること。

オ その他

- ① 問い合わせ対応
問い合わせ窓口（メール）を設け、本件アプリ不具合等に対応すること。
- ② SEO 対策
Google 及び Yahoo! JAPAN において、「埼玉」「文化」、または本件アプリ名のキーワードで検索上位に表示されるよう、SEO 対策を行うこと。
- ③ サイトリンク
画面占有率が高くなるよう、サイトリンクの最適化を行うこと。

(2) LINE 公式アカウントについて

ア 保守運用

現行の LINE 公式アカウントの管理運用をすること（契約期間における LINE の月額使用料等の固定費は受託者の負担とする。）

LINE 公式アカウント	
アカウント名	ぶんたま
URL	https://line.me/R/ti/p/@720mloyv
ID	@720mloyv
友だち登録者数	586 人（令和 8 年 2 月 19 日時点）

イ 拡張機能

再構築も可能であるが、LINE の拡張機能を活用し、少なくとも現行の機能を維持すること（契約期間におけるサービス使用料等の固定費は受託者の負担とする）。

委託者が登録者全員に月 4 回以上メッセージを配信できるように設定すること。ただし、一月以内の最大配信上限は 15,000 件を上限と考えてよいこと。

現行の機能は以下のとおり。

- ・リッチメニュー
- ・セグメント配信
- ・自動応答機能
- ・アンケート機能
- ・データ抽出（管理者においてメールアドレス、パスワード、ニックネーム以外のユーザーデータ（下記デジタルスタンプラリーに関するものを含む。）及びプレゼントへの応募者情報を CSV 等により抽出できること。
- ・管理ユーザー別作業班の指定（管理者別に作業できる範囲を指定できるようにすること。）

イ 友だち登録者数増加につながる取組

友だち登録者数の増加を促進する効果的なプロモーション手法を提案し、委託者と協議のうえ実施すること。

また、「LINE 広告」を活用する場合は、バナーを複数用意し、インプレッション数に対するクリック率を踏まえ、広告運用の改善ができるようにすること。

(3)スタンプラリー

上記、LINE 公式アカウントの拡張機能等を活用し、団体等が主催するイベントへの参加を促すデジタルスタンプラリーの実施に必要な以下の業務を行うこと。

ア スタンプ・ポイント機能の実装

イベント会場において、二次元コードを読み込むことにより、スタンプ・ポイントをためることができること。一定の条件によりボーナススタンプ・ポイントを付与できること。詳細な仕組みについては、委託者と協議の上、実装すること。

イ サインバナーの作成

二次元コードを団体、市町村又は県が主催するイベント会場で読み取ってもらうため、サインバナー（スタンド）等のデザインを作成すること。サインバナーは、卓上に置くものや壁に掲示するものを想定している。デザインは、さまざまな会場で使用できるよう汎用性の高いものとする。

なお、イベント会場は、主に団体が演舞を行う神社や文化ホール、体験教室が開催される屋内施設や公園を想定しているが、イベントに応じて多様であることに留意すること。

ウ ユーザー情報管理

ユーザー情報の登録は、次の情報の取得を行うこと。

- ・必須項目：メールアドレス（ID）、ニックネーム、居住地（〇〇県××市）、出生年
- ・任意項目：性別、好きな分野・団体、メール送信許諾、家族構成

エ スタンプ歴・獲得ポイント情報

スタンプ・ポイント情報等を管理できること。

スタンプ・ポイント歴やプレゼントの応募実績を反映した現在保有するポイントが表示されること。

オ 応募機能

保持しているポイント数に応じ、複数の応募コースから選択して応募できる機能を有すること。同一コースに複数回応募できる機能を実装すること。

応募する際に、プレゼントの発送に必要となる情報（氏名、住所等）を入力できるフォームを作成すること。なお、2回目以降の応募では、1回目に入力した情報がデフォルトで表示されること。

応募画面では、応募コースのプレゼントの内容が分かるように画像を掲載すること。

カ キャンペーンページ

スタンプラリー開催の周知やプレゼント賞品のPRなど、スタンプラリーの魅力がユーザーに訴求できるようなビジュアルを用いたページをアプリ内に作成すること。

(4) 広報について

ア ポスター及びチラシ作成

本件アプリ及びスタンプラリーを広く周知するため、ポスター及びチラシのデザインを年間2パターン以上作成すること（目安：ポスターB1・片面カラー、チラシA4・両面カラー）。内容及び部数等の詳細は県と協議の上決定する。

イ 効果的なプロモーションについて

現在伝統文化に関わりや関心がない方にも魅力が伝わるよう、例えば、インフルエンサーを活用した本件アプリ・掲載コンテンツのPR、幅広い年代にリーチできるPR動画の作成、インバウンドへ魅力を伝える取組など、効果的なプロモーションについて提案すること。詳細は県と協議の上決定するものとする

ウ 成果物の納品

上記アについては、JPEG、PNG、AI形式の電子データでも納品すること。

その他の項目についても、成果物がある場合には、県と協議の上、最適な形式で納品すること。

(5) 運営体制・その他

ア 全体

本件アプリのデザイン、スタンプラリー企画デザインを統括するクリエイティブディレクターを置くとともに、定期会議への出席を要すること。

イ 定期会議

連絡調整及び企画を検討するための会議を少なくとも月2回実施すること（オンラインも可）。ただし、委託者が不要と判断した時には実施しない場合がある。定期会議の他、委託者と受託者で協議を行った場合は、受託者が議事録を作成し速やかに提出すること。

ウ スケジュール

契約後速やかに、全体スケジュールを提出すること。全体スケジュールは必要に応じて適宜修正を行うこと。

エ 業務引継

旧受託者と引継ぎを行い、WEB アプリ及び公式 LINE のサービスを停止させないこと。
引継ぎに係る費用は、原則として、負担とすること。

また、契約満了または解除に伴い新受託者に本業務を引継ぐときは、速やかに引継ぎを行うものとする。

オ 提案内容

提案内容は、契約締結時に修正する可能性があること。また、業務実施の過程で、提案した内容の一部を修正すること及び提案した内容以外のものを委託者と受託者で相談の上、追加する可能性があること。

カ その他

本委託業務の実施にあたり、外部ツールを使用する場合には、そのランニングコストも本業務委託契約に含まれること。

5 委託業務実施にあたっての留意事項

(1) 業務上の情報の取扱い

ア 業務上知り得たもの

受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。事業終了後も同様とする。

イ 個人情報の取得・保護・管理等

(ア) 本業務を通じて取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等関係法令に基づき、適正に取り扱うこと。

(イ) 受託者は、本業務に関わる者に対して、必要な個人情報の保護に関する研修等を実施するなど認識を徹底すること。

(ウ) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報の漏えい等、安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び被害者への対応等について直ちに報告すること。

(2) 成果物に関する権利の帰属

ア 受託者は、本業務に係る記事、動画、写真等の成果物が第三者の所有権、著作権、肖像権等を侵害しないよう留意すること。

イ 受託者は、成果物に第三者（本事業に参加する団体や市町村を除く）が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。また、本仕様に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争の原因が専ら委託者の責めに帰す場合を除き、受託者の責任及び負担において一切を処理すること。

ウ 本業務において作成した記事、動画、写真等の成果物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）及び所有権は、委託者から受託者に対価が完済されたときに受託者から委託者に移転するものとする。ただし、受託者又は第三者が従来から権利を有している固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者又は当該第三者に留保するものとし、この場合、委託者は権利留保物について当該権利を非独占的に使用できることとする。

エ 受託者は、委託者に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。

オ 成果物は、委託者が自由に二次利用（加工、SNS への掲載等）できるものとする。

カ 第三者への使用許諾は、埼玉県文化振興に資し、適当と認められる場合に限り、委託者が行うものとする。

6 成果物

(1) 以下の成果物を納入すること。

ア 本件アプリ（サイト）一式

イ 本件アプリ（サイト）設計書

- ウ 本件アプリ構成図（サイト構成図）
 - エ 各種デザイン（JPEG、PNG、PDF、AI 形式）
 - オ 写真、画像、動画
 - カ 操作マニュアル（管理者（県）用、サブ管理者（市町村）用、各団体操作用）
 - キ サインバナー
 - ク 業務完了報告書
 - ケ 議事録
 - コ その他事業実施で使用した資料で保存しておくことが望ましいもの
- (2) 電子ファイルの成果物はウイルスチェックを行い、安全であることを確認した上で、電子メールやファイル送信システム等により7の連絡先へ納品すること。その他の納品物については、実施計画書作成時に協議の上で決定する。

7 連絡先

埼玉県県民生活部文化振興課 文化創造・発信担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 電話：048-830-2879（直通）

E-mail：a2875-01@pref.saitama.lg.jp